１ 子どもに係る相談体制の整備

(1)対象取組

・子どもの権利相談・救済機関の設置
・子ども家庭支援センター相談事業の実施
・区立児童相談所の開設

(2)令和7(2025)年度の実施状況

・令和7(2025)年9月に「子どもの権利相談・救済窓口」を開設し、電話、来所、切手不要の手紙、LINE、Webフォームに加え、区立小・中学校の児童・生徒が使用するタブレット端末から相談できる仕組みを整備しました。令和8(2026)年3月末までに155件の新規相談を受け付け、このうち、子ども本人からの相談は121件でした。
・子どもと家庭に関する総合相談窓口「ゆうライン」では、子どもから20件の相談を受けました。
・令和8(2026)年11月の区立児童相談所開設に向け、施設整備工事、都立杉並児童相談所からのケース引継ぎ、職員の他自治体への研修派遣及び社会的養護自立支援拠点事業の実施に向けた準備等を進めました。あわせて、子どもの意見聴取措置及び意見表明等支援事業について、実施方法等を検討しました。

(3)検証結果

<table>
<tr><th>区</th><th>子ども等</th></tr>
<tr><td>【主な成果】
電話、来所、手紙、LINE、Webフォーム、学校のタブレット端末等の多様な相談方法を設け、子ども本人が自ら相談できる環境を整えました。
また、ゆうラインでは、子どもの思いや考えを丁寧に受け止め、対応方法を共に考えるなど、子どもの意向を尊重した相談支援に取り組みました。
さらに、児童相談所の開設に向け、子どもの意見聴取や意見表明等支援の実施方法を検討し、子どもの声を尊重した相談・支援体制の整備を進めました。</td><td rowspan="2">【寄せられた意見・意向】
・相談しやすい環境：静かな場所で相談したい、落ち着ける空間（ぬいぐるみ、香り等）があるとよい、しつこく聞かないでほしい、
・相談相手：性別によって相談しやすさが異なる、相談できる人がどんな人か分かると相談しやすい、相談相手や、話し方の希望を事前に伝えたい
・相談方法：LINEやメッセージで相談したい、学校のタブレットから相談できるとよい、親に知られず相談したい
・相談後の対応：相談した後どうなるのか知りたい、個人情報や相談内容は丁寧に管理してほしい

※対象取組及び（仮称）ミライバを通じて子ども等から聴いた意見を整理して掲載しています。</td></tr>
<tr><td>【区が捉えた課題】
子どもが必要なときに相談窓口を知り、利用できるよう、継続的かつ効果的な周知を行うとともに、相談場所や相談室内の環境をより利用しやすいものにする必要があります。
また、匿名相談を含め、子どもの思いを丁寧に受け止め、継続的な相談や適切な支援につなげるため、子どもからの相談に対応する職員の専門性の向上が求められます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【 子ども等の意見・意向を踏まえた区の整理】
LINE、Webフォーム、学校のタブレット端末等による相談体制は、子どもが希望する相談方法の一部に対応しています。
一方、子どもからの意見では、落ち着いて相談できる環境、相談相手や話し方を選べること、相談後の流れや個人情報の取扱いを分かりやすく示すことを求める意見がありました。これらの意見は、子どもが安心して相談できる環境を検討する上で、３取組に共通して考慮すべき視点です。
今後は、子どもが相談方法や支援の流れを理解し、自らの希望を伝えながら安心して相談できる仕組みを整えるとともに、年齢、発達段階や置かれている状況に応じて、その意見や意向を丁寧に受け止める必要があります。</td></tr>
</table>

(4)今後の方向性

子どもが必要なときに安心して相談できるよう、相談窓口を継続的に周知し、子どもの意向に配慮した相談環境を整えます。
また、子どもの声を丁寧に受け止め、適切な支援につなげるため、職員の専門性を高め、相談支援体制を充実させます。さらに、子どもの最善の利益の実現を念頭に、子どもの声にしっかりと耳を傾けながら、より良い手法・方法の見直しについて、常に取り組んでいきます。
杉並区児童相談所では、子どもの意見聴取等措置を実施するほか、一時保護施設や児童養護施設等において、意見表明等支援事業に取り組みます。

２ 子どもの居場所の確保

（1）対象取組

・児童館の整備検討・機能の強化
・障害児の放課後の居場所の拡充
・子ども・子育てプラザの運営・機能の充実

（2）令和7(2025)年度の実施状況

・「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を踏まえ、「中・高校生にとって使いやすい児童館を考えよう！」をテーマに、中・高校生ワークショップを5回開催し、延べ48名が参加しました。また、ゆう杉並中・高校生運営委員会と児童館等の中・高校生委員会による合同事業を5回実施し、延べ94名が参加しました。
・障害児の放課後の居場所については、質の高いサービスを安定的に提供できるよう運営支援や職員配置に係る助成を行い、受入体制の充実を図りました。令和8(2026)年度からの障害児の中学生以降の放課後等居場所事業のモデル実施に向けて、受託者候補者を選定するとともに、学校訪問やPTAとの意見交換など準備を進めました。
・子ども・子育てプラザでは、日常業務の中で子育ての悩み相談や子育て支援を行うとともに、日常的な対話やアンケート、子ども会議等を通じて子どもや保護者からの意見を把握し、その内容を踏まえ企画運営等の改善を行いました。

（3）検証結果

<table>
<tr><th>区</th><th>子ども等</th></tr>
<tr><td>【主な成果】
児童館における中・高校生ワークショップや、子ども・子育てプラザにおける日常的な対話、アンケート、子ども会議等を通じて子どもや保護者からの意見を把握し、事業の企画・運営や施設の改善に反映する取組を進めました。
また、子どもが安心して意見を表明できるよう話合いの方法等を工夫し、事業や施設運営に主体的に関わる機会の充実を図りました。
障害児の放課後の居場所については、受託者候補者の選定に当たり、障害への理解と配慮、発達段階に応じた活動内容、子どもへの対応等を評価し、障害のある子どもが安心して参加できる環境の確保を重視して準備を進めました。</td><td rowspan="2">【寄せられた意見・意向】
・居場所に求めること：信頼できる人がいる、自分を否定されない、静かで落ち着ける、好きなことができる、運動が苦手でも笑われない、安心して過ごせる、何をしてもいいし何もしなくてもいい
・児童館等への意見：高学年があまりいないから高学年用の児童館を作ってほしい、中高生向けの児童館がほしい、予約制で体育館やスペースを中高生が使えるようにする、学年別スペースや個室がほしい、夜に利用できる児童館がほしい（昼より静かな夜に１人になってぼーっとしたい時もあると思うし、親が夜遅くまで仕事の子も使えると思う、部活動後の中・高校生が専用で使える）、場所を増やすより今ある居場所をもっと良くしてほしい、参考書やWi-Fiがあるとよい
・利用ルールをどうするか等、中・高校生が主体的に参加できる仕組みづくりがほしい（意見箱、SNSでの質問箱等）
・学校・家庭以外の居場所：勉強できる場所がほしい、安全な場所であってほしい、公園設備を充実してほしい
・情報発信：児童館や体育館の設備やマップ、予約状況についてまとめてあるサイトがあると便利

※対象取組及び（仮称）ミライバを通じて子ども等から聴いた意見を整理して掲載しています。</td></tr>
<tr><td>【区が捉えた課題】
これまで意見を聴く機会が限られていた子どもを含め、多様な子どもの意見やニーズを幅広く把握する必要があります。そのため、子どもの年齢、発達段階、障害特性等に応じて、意見を聴く方法を工夫します。特に、障害児の放課後の居場所については、表情や行動等による表現も丁寧に受け止めながら、子ども本人の意見や希望を把握する必要があります。
また、児童館や子ども・子育てプラザでは、把握した意見を事業や施設運営の改善に反映するとともに、どのように反映したかを子どもに分かりやすく伝える必要があります。乳幼児についても、日常的な関わりや保護者との対話等を通じて、その意見やニーズを把握することが課題です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【子ども等の意見・意向を踏まえた区の整理】
児童館や子ども・子育てプラザでは、ワークショップや日常的な対話、アンケート、子ども会議等を通じ、子どもや保護者からの意見を居場所づくりに取り入れています。一方で、年齢や発達段階、障害特性、置かれている状況等により、自ら意見を表明することが難しい子どももいることから、多様な子どもの意見や意向を把握できるよう、意見を聴く方法を工夫し、改善していくことが必要です。
また、子どもからは、安心して過ごせる環境に加え、利用方法や設備、居場所に関する情報の充実を求める意見がありました。このことから、多様な子どもの意見や意向を居場所づくりに生かすとともに、意見が届きにくい子どもの声も把握できるよう取組を進め、子どもの意見を踏まえた改善内容を分かりやすく伝えることの重要性を確認しました。</td></tr>
</table>

（4）今後の方向性

子どもの年齢、発達段階、障害特性等に応じた方法により、多様な意見やニーズを丁寧に把握します。把握した意見は、事業や施設運営の改善に生かすとともに、その反映状況を子どもや利用者に分かりやすく伝えます。

あわせて、子どもが安心して過ごし、自分に合った居場所を選べるよう、居場所の環境や利用方法、情報提供の充実を図ります。

３ 子どもの意見表明と参画

（1）対象取組

・子どもの意見表明・参画の推進
・子どもアドボカシーに関する取組の推進
・次世代育成基金の活用推進

（2）令和7(2025)年度の実施状況

・子どもが意見や思いを表明する場として、子どもワークショップを３シーズン・12回開催し、212人が参加しました。また、職員が子どもの意見を適切に聴き、施策へ反映するための実務的な指針として、「子どもの意見を聴いて反映するための手引（以下「手引」という。）」を作成し、職員向け研修を実施しました。
・子どもアドボカシーについては、区職員及び児童養護施設等の職員向け研修、区民向け講座、意見表明等支援員の養成講座を行い、19人に修了証を交付しました。また、区内の児童養護施設等を訪問し、意見表明等支援活動に取り組みました。
・次世代育成基金を活用し、区主催事業8事業及び民間団体への助成事業５事業を実施しました。参加者へのアンケートを実施するとともに、推進会議等を開催し、基金の活用方法や今後の課題を整理しました。

（3）検証結果

<table>
<tr><th>区</th><th>子ども等</th></tr>
<tr><td>【主な成果】
子どもワークショップでは、少人数での話合いや参加者が必要とする支援を取り入れ、安心して意見を表明できる環境づくりを行いました。また、手引の作成と職員研修を通じ、子どもの意見を施策へ反映するための庁内基盤を整えました。
子どもアドボカシーについては、職員研修や意見表明等支援員の養成、施設への訪問活動により、子どもの意見表明を支える人材と実施体制の整備が進みました。
次世代育成基金では、家庭の経済状況等にかかわらず、子どもが体験活動へ参加しやすいよう、基金を活用した事業の参加費を無料または低廉な価格に設定するなど参加する機会の充実に向けて取り組みました。</td><td rowspan="2">【寄せられた意見・意向】
・意見を聴く仕組みについて：話すことが苦手でも参加できるからアンケートはよい、話し合った内容をみんなが確認できるようにする、スタッフは距離感を大事にしてくれる人で、カウンセラーや話を聴いてくれる人にいてほしい
・意見の反映：意見を反映してくれるなら参加したい、少数派の意見も大切にしてほしい、意見が今後どう扱われるのか知りたい、他の人の意見も知りたい
・学校や施設での意見表明：時々アンケートで児童館での新しいルールについて聴いてほしい、答えにくいいじめアンケート等はポジティブな質問や例があると回答しやすい、相談できる先生を選びたい、意見を伝えた後に特別扱いされたくない

※対象取組及び（仮称）ミライバを通じて子ども等から聴いた意見を整理して掲載しています。</td></tr>
<tr><td>【区が捉えた課題】
開催日時や参加方法を工夫していますが、様々な事情から意見を表明する場に参加できない子どもや、自ら声を上げることが難しい子どももいることから、多様な子どもの声を把握できるよう、意見を聴く手法や機会について引き続き検討・改善をしていく必要があります。また、子どもから聴いた意見を事業や施策にどのように反映したのかを分かりやすく伝え、意見表明が施策につながる実感を持てるようにしていくことが課題です。
子どもアドボカシーについては、子どもの年齢や状況に応じた支援を行えるよう、職員や意見表明等支援員の専門性を継続的に高める必要があります。
次世代育成基金では、参加者以外の子どもの意見等も把握し、事業内容や周知方法の見直しに生かすことが求められます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【 子ども等の意見・意向を踏まえた区の整理】
子どもワークショップや手引の活用、意見表明等支援員の養成等により、子どもの意見を聴き、支えるための取組を進めています。一方で、年齢や発達段階、障害の有無、家庭環境などにより、意見を表明しにくい子どもや、取組への参加が難しい子どももいることから、多様な子どもの声を把握するための工夫を継続していく必要があります。
子どもからの意見では、話すことが苦手な子どもも参加できる方法、少数意見の尊重、意見がどのように扱われたかを知らせてほしいとの意見がありました。これらは、参加方法の充実や、意見の反映結果を伝える必要性という区の課題認識とも共通しています。
また、子どもの意見を事業の内容や改善につなげていくことは、ワークショップやアドボカシーに限らず、次世代育成基金をはじめとした様々な事業において重要な視点であることを確認しました。</td></tr>
</table>

(4)今後の方向性

開催日時や参加方法を工夫するとともに、アンケートやワークショップ等の様々な手法を活用し、多様な子どもの意見やニーズの把握に努めます。聴き取った意見や意向は、事業や施策の改善に生かし、その反映状況を子どもに分かりやすく伝えます。

また、職員や意見表明等支援員の専門性の向上を図り、子どもの年齢や状況に応じて、安心して意見を表明できる支援体制を整えます。次世代育成基金についても、アンケートの内容を充実させ、子どもの意見等を事業内容や周知方法の見直しに取り入れ、参加しやすい機会の充実につなげます。

４ 子どもの権利に関する普及啓発

（1）対象取組

・子どもの権利に関する普及啓発
・子どもと居場所をつなぐ情報発信

（2）令和7(2025)年度の実施状況

・対象年齢に応じた2種類の子どもの権利周知リーフレットを作成し、令和7年（2025年）11月に、区内の公立・私立小中高の全児童・生徒へクリアファイルとともに配布しました。また、子どもの権利救済委員による研修や普及啓発活動、すぎなみフェスタ、パネル展等を通じて、子どもの権利に関する周知を行いました。
・子どもと保護者が地域の居場所に関する情報を得られるよう、児童館、放課後等居場所事業、図書館等を掲載した「子どもの居場所マップ」を作成・配布しました。あわせて、区ホームページへの掲載や放課後等居場所事業の紹介動画の作成など、複数の媒体を活用して情報を発信しました。

（3）検証結果

<table>
<tr><th>区</th><th>子ども等</th></tr>
<tr><td>【主な成果】
子どもの意見をリーフレットや啓発物品に取り入れ、対象年齢に応じて分かりやすく、親しみやすい情報提供を進めました。また、研修、イベント、パネル展等を通じ、子どもの権利について知る機会を設けました。
居場所に関する情報については、紙媒体、区ホームページ、動画等を組み合わせ、子どもや保護者が地域の居場所を知るための情報にアクセスできる機会を広げました。</td><td rowspan="2">【寄せられた意見・意向】
・周知対象：大人にももっと知ってほしい、学校で学べるようにしてほしい、子どもの権利は大人にも知ってほしい
・発信方法：駅やスーパーなど身近な場所で発信してほしい、動画やSNS（Instagramなど）を活用してほしい、ゲームや動画の広告枠を活用してはどうか
・分かりやすさ：クイズ形式やゲーム形式の情報発信は参加しやすい、中高生向け啓発グッズはシンプルなデザインがよい、区外の学校に通う子どもにも啓発グッズを届けてほしい
・権利の理解：どうすれば権利が守られるのか考える場が大事
・子どもの居場所マップ：内容を充実してほしい（場所の特徴、どんなことができるか、どんなものがあるか等がわかる）、ホームページやSNSでわかりやすいマップで示す

※対象取組及び（仮称）ミライバを通じて子ども等から聴いた意見を整理して掲載しています。</td></tr>
<tr><td>【区が捉えた課題】
子どもの権利と相談窓口について、子どもや保護者だけでなく、子どもに関わる大人にも継続して周知し、理解を広げる必要があります。また、取組の効果を確認しながら、対象年齢に応じた内容や伝え方を見直すことが課題です。
居場所情報については、施設の特徴、設備、利用方法等を分かりやすく示すとともに、変更内容を速やかに反映できる仕組みを整える必要があります。さらに、必要な情報が子どもや保護者へ届くよう、継続的な発信が求められます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【 子ども等の意見・意向を踏まえた区の整理】
子どもからの意見では、大人や学校への周知、SNSや動画等を活用した発信のほか、居場所の特徴や利用方法が分かる情報を求める意見がありました。
これらの意見を踏まえ、必要な情報が届きにくい子どもにも配慮しながら、対象に応じた分かりやすい情報発信を行うとともに、子どもが権利を知り、自分に合う居場所を選ぶための情報を充実させることが重要であることを確認しました。</td></tr>
</table>

（4）今後の方向性

子どもの意見を踏まえ、地域の居場所に関する情報を分かりやすく発信するとともに、保護者や子どもに関わる大人に対しても、子どもの権利について理解を深めるための普及啓発を進めます。
また、紙媒体とデジタル媒体を効果的に組み合わせ、必要な情報が届きにくい子どもにも配慮しながら、情報へアクセスしやすい環境を整えます。情報の届き方や理解度を確認しながら、発信内容や手法の継続的な見直しと改善を図ります。